【第91回 定期講演会 講演録】

日時:平成15年7月2日 場所:東海大学校友会館

平成15年版土地白書について

国土交通省土地·水資源局 土地情報課長 上関 克也

■はじめに

どうもこんにちは。ただいまご紹介いただきました国土交通省土地水資源局土地情報課長の上関でございます。

本日は土地白書ということでご紹介したい と思います。土地白書は、土地基本法という 法律に基づき、「土地の動向に関する年次報 告」及び「土地に関して講じようとする基本的 な施策」を作成するものでございまして、役所 の言葉で言いますと、法律に記載されている ので、いわゆる法定白書と呼ばれております。 白書には幾つか種類がございますけれども、 土地白書を初めとして法律で作成が規定され ているものは国会に報告するとなっており、 閣議という場で政府として取りまとめたもの を国会で報告して世の中に知らしめるという ものでございます。ですから手続は煩雑であ りますし、かつ閣議で決定するということに なりますので、余り各省庁の都合の悪いこと は載せられないということもございますけれ ども、若干コメントをしております。

構成といたしましては「土地の動向に関する年次報告」、「土地に関して講じようとする 基本的な施策」が大きな柱でございまして、 その中で第1部、第2部というふうになって おります。第1部では、土地に関する動向と いうことで第1章から第4章までございまし て、第2部は「土地に関して講じた基本的な 施策」になります。

基本的には第1部の第1章が「社会経済の 変化と土地の有効利用のための課題」という ことで、平成14年度におきます土地に関す る動向、これについていろいろな分析等を加 えたところでございます。第2章、第3章、 第4章につきましては統計的なデータを記載 してございます。また、第2部の「基本的な 施策」につきましては、各省庁で講じている 施策の紹介、それから「土地に関して講じよ うとする基本的な施策」については、平成1 5年度で行おうとしている各省庁の施策を記 載してございます。土地白書につきましては 今年で13回目でございますので、統計的な データの部分につきましても過去の各白書を つなげていけばそこそこの情報といいますか、 土地に関する統計的なデータが整理されてい ると思います。白書本文につきましては、今 月の終わりごろ政府刊行物センター等で出版 される予定になっておりますので、何らかの 機会にごらんいただければと思います。

■社会経済の変化と土地の有効利用のため の課題

それでは具体的に第1章のところで話しま

す。第1節は土地市場の最近の動きというこ とで、土地市場の全体の動き。それから第2 節では、土地の流動化・有効利用のための土 地市場の整備。第3節が土地利用の課題と取 り組みとなっています。簡単に概略を申し上 げますと、第1節では、最近の土地市場とい うものは地価の下落が続いているという中で、 地価の個別化が一層進んでいるということを 記載してございます。第2節ではそういう中 で土地の流動化・有効利用のためにはどのよ うなことをしたらいいのか、どのようなこと がなされているのかという話。第3節として は土地利用の課題と取り組みということで、 どのように土地利用をしていけば有効な土地 利用が行われるかということについて記述し てございます。

■土地市場の最近の動き

具体的には、224ページ以降でございます。 まずここに書いてございますように、1とい たしまして実需中心の土地市場における地価 の個別化ということでございまして、地価が 12年連続で下落しているという状況をまず 説明してございます。その中で過去のように 土地を所有しているだけでは将来的に利益が 得られるという状況ではなくなっており、そ の結果として土地というものは、利用するこ とによって、初めて価値が生み出されるよう になっているということにつきまして、企業 も個人も認識しつつあり、このことが我が国 の土地市場を従来の持っていれば何とかなる というような市場から実需中心の市場へと構 造的に変化させてきているということです。 また地価の個別化ということでございますけ れども、これにつきましてはちょっと見にく いかもしれませんけれども、JRの東京駅周 辺の地価の変動状況をバブル期、バブル崩壊 期、最近の変動率を地価公示をベースにあら わしたものでございます。まずバブルの時期 を見ますと、東京駅を中心としまして、周辺 の地域、これについては皇居側であれ、昭和 通りであれ、全体的に一斉に上がっており、 バブルの崩壊の時期についてはどこの地域で あっても一斉に下がっていったというような 状況でございました。それが直近といいます か、今年、2003年1月に発表されました 地価変動で見ますと、東京駅の前、ここは具 体的には丸ビルなんですけれども、丸ビルと か丸の内側については非常に地価が上昇して いますが、日本橋、昭和通りよりも東側とい った地点では地価が下落しています。また中 央通りの周辺では場所によっては、横ばいも あれば上昇しているところもあり下がってい るところもあるということで、バブルの時期 等でございますと、ある一定のエリアで見れ ば、裏通りであろうと表通りであろうと一斉 に地価が上がっていったという状況でござい ましたけれども、最近は、その土地の置かれ た状況、利便性、または収益性によって上昇 率とか下落率というものが変わってきている というような例が示されたものでございます。

ただいまのは商業地の例でございましたけ れども、次は住宅地の例で、八王子市におけ る住宅地の駅からの距離別に見た地価の変動 率の推移でございます (P. 225)。この辺が 地価の高騰期でございまして、駅から近いほ ど上昇率が高くて遠いところで低かったので すけれども、それがだんだん下落してまいり まして、平成10年以降を見てみますと、駅 から近いところほどその下落率は小さくなっ ていると。逆に駅から遠いところでは、高く なっているということで、同じ八王子という 地域を見たとしても土地の価格というものは、 利便性によって大きく変化してきているとい うことでございまして、地価の個別化といい ますか、それぞれの土地の利便性・収益性に よって土地の値段というものが異なるという 状況になってきたということが示されており

ます。

■企業行動の変化

次に土地取引の動向ということで225ページ目の2でございますけれども、ここでは企業行動の変化ということで取り上げてございます。今まで企業を含めまして、継続的な地価の上昇を前提に土地の含み益というものを重視するような経営スタイルでございましたけれども、バブル崩壊以降につきましてはこういうふうに地価というものが変動するということがございまして、非常に収益等を重視するようなことになってきているということが示されてございます。

下のグラフでございますけれども、これは 各企業に対しまして平成5年から今後の土地 を所有することが有利かどうかについて調査 を行ってきたものでございます。調査対象は 大体9,000社ほどで回収率は3割ぐらい です。平成5年度の調査を見てみますと、今 後土地の所有についてどうかと聞いたところ、 「所有が有利」という答えが約3分の2とい う回答でございました。それが年々減少して まいりまして、平成14年度になりますと、 約36.3%で3分の1しか有利と答えてい ないと。逆に「今後借地・賃借が有利」とい う答えが平成5年度では3割でございました けれども、それが増えてまいりまして、約半 数の企業が今後借地とか賃借の方が有利とい うような答えをしてございます。

また、今後借地とか賃借が有利となる理由、これについても聞いてございますけれども(P. 243)、借地・賃貸を指向する理由として一番大きいのは、「事業所の進出とか撤退が柔軟に行われる」という答えが約6割という数字になっておりますし、これは点線ですけれども、このまま平成10年以降上がってきているのは、コスト面を考えると賃貸の方が

有利というような答えをする企業が増えているということでございます。やはり初期投資を抑えるということもございまして、企業の選好としては借地・賃貸という意向が強くなってきている状況が示されてございます。一方で、逆に今後所有が有利と考える理由にしても聞いておりまして、やはり依然として高い数字になっているのは「事業を行う上で自由に利用できる」というような答えです。また、「土地は他の金融資産に比べて有利」という答えが平成5年のときは3割以上、36%ぐらいありましたけれども、ガクンと減って現在では約22.4%ということで減ってきているということが示されてございます。

あと参考となるもので、企業のことにつき ましては今後の企業の土地利用を考える上で 重要なのが、我が国の製造業の海外生産の比 率、推移です (P. 244)。見ますと、海外進 出企業の割合が平成14年では34.3%、 製造業で見ると14.3%ということで、企 業は生産設備等の立地について国境を選ばな いというようなことも示されてございます。 それからこれは全体なんですけれども、売買 による土地取引件数の推移ということで平成 元年を100としてどのように動いているか ということでございます。全国ではほぼ横ば いないし減少しておりますけれども、東京に おいてはかなり高い水準で推移しているとい うことが出ております。やはり企業も含めま して東京における土地の取引件数は活発です けれども、我が国全体で見れば余りいい調子 ではないということが示されてございます。

次に、企業部門の土地投資総額の推移とございまして、これにより純購入、純売却、土地の取引を見てみます(P.226)。企業が全体として買い越した場合が純購入として出てきます。純売却は、全体で売り越しているとこういう数字になります。見ておわかりのように、バブルの時期は企業はかなりの買い越しといいますか、全体では土地を購入してい

たというのがありまして、それがバブルの崩 壊とともに売り越しといいますか、売りに転 じておりました。これはSNAといいまして 内閣府の統計でございますので統計上の誤差 とか、推計の方法は問題があるのですけれど も、12年、13年を見てみますと、企業の 方が若干の買い越しが出ているということが あります。これが今後どう続いていくかとい うことはわかりませんけれども、若干企業の 土地の行動についても変化が見られるのでは ないかと思われます。ただ、まだ買い越し幅 としては小さいですし、少し状況を見てみな いといけないとは思います。また、国土交通 省の調査で、未利用地を抱えている企業に未 利用地となっている理由というのを聞いてお ります。ここで伸びてきているのが「売却を 検討したが売却できず」というもので、この 辺から急変して平成14年度で34.3%と いうことで増加してきている状況があります ので、先ほどのデータとあわせて考えますと、 もう売れるような土地は売れてしまって、残 っているのは余りいい土地ではないので売れ ないということで、通常の経済活動に伴うよ うな土地の購入がプラスに出ているのではな いかということも推定できます。しかし、こ れにつきましては今後の推移を見ていく必要 があるのではないかというふうに思われます。

次に今後の未利用地の対応策ということについても聞いてございます(P.245)。これについては、これは「売却する」というもの、それから「当面そのまま」という回答が多く、なかなか処分が難しいという状況が示されております。

このような状況でございますので、226 ページのところに記載してございますように、地価の下落によって土地を所有している企業については資金調達が困難になってきていたり、企業は直接資金を受けやすくなるように売却を進めたり土地購入に慎重になる傾向があるということです。ただ一方で、地価の下落に

つきましては事業コストの削減となりますので、よりよい立地条件での事業活動の実施が可能となるということで、企業にとってプラスに働く面もあるのではないかということで、今回の白書の本文についてはこの辺のプラスの面についても記載させてございます。また地価や賃料の下落によりまして取引の活発化とか街の新陳代謝、これが促進されることが期待されるというような話がございます。

先ほど申しましたように企業部門では純購入に転じているということから、売却が思うように進んでいないという状況が見られる一方で、収益性が高い土地、これを中心に企業が利用するための土地を購入する向きもうかがえているというようなことがあります。

それから ページでございますけれども、ここではこのような土地市場の経済状況の中で企業は事業の遂行に当たって賃借を主とするなど土地にかかわる最初のコスト、これを低くするような経営の方法に変化しているというようなことを書いています。また不動産の証券化とか定期借地権の利用が広がりつつあると考えられるということでまとめさせていただいております。

また土壌汚染問題、これが今回法律が施行されましたけれども、そうした中で土壌汚染にかかるリスクマネージメント、これを行っていくことが模索されている状況について記載してございます。

■個人の土地需要

次が(2)ということで個人の土地需要という問題に移らさせていただきます。

これにつきましても平成5年からアンケート調査を行ってございまして、土地は預貯金とか株式に比べて有利な資産かということで聞いております。平成5年を見てみますと61.9%の方が「そう思う」というふうに答

えておりましたけれども、これは年々減少し てまいりまして、平成14年には33.2% ということで約3分の1に減少してきてござ います。その理由として一番多いのは、「土地 はいくら使っても物理的には滅失しない」で ございますが、「地価上昇による値上が期待で きる」というような答えもございます (P. 246)。ただ住宅問題を考えていくとき に必要なことですが、今後の住宅事情がどう なっていくか、ご承知かと思いますが、我が 国の人口につきましては、世帯数のピークが 2014年で、このときにおおむね4,93 0万世帯、現在が4,640万世帯ですので、 そう遠くない将来にピークに来てしまうとい うことで、住宅の需要というものもそれほど 伸びが見込まれないのではないかというよう な状況がございます。

ちょっと話がまたもとに戻りますけれども、 収益性の面でどのような資産が優れているか ということについて聞いており、中で土地が 16.9%、まだかなり高い比率になってお りまして、それに預貯金が続いています (P. 228)。「わからない」というのが40. 8%ということで、ここではやはり今の経済 情勢とか金融状況を見て結局、「わからない」 という答えが多い反面、まだ結構土地が有利 だと思う人の数はそこそこの数字にあるとい うふうに考えられます。逆に安全性というの を聞いていますけれども、預貯金が31.4%、 土地も27.2%ということで、まだまだ土 地というものについては資産の面では有利だ と考える個人が多い状況でございまして、こ の辺が若干企業と個人との意識の差があるの ではないかと思われます。しかし、土地を有 利な資産と考える個人は、平成5年には大体 6割近くございましたけれども、これが3分 の1ぐらいになってきています。この数字は ほぼ平成12年あたりから横ばいとなってお り、個人にとりましてはまだ土地というもの については所有というような意向も強いので

はないかというふうに考えられます。

次に、今後の住宅需要等を考えていくとき に必要な、世帯類型別割合の変化をまとめて おります(P. 246)。国において施策を考え るときには、従来は親と子供2人というな施策 を行ってまいりましたけれども、これを見っ おわかりのように、いわゆる標準世帯というのは15%しかないと。親と子供1人の世帯 をあわせても34%しかないということがあるしたけれるというもので、これを でないますので、これを でいるというものについて考えているよし で、住宅というものについて考えているのではないかと考えられます。

持家志向か借家志向かということについて も調査してございますけれども (P. 228)、 依然として持家志向は平成14年度でも、9 1%ということでかなり高い比率になってご ざいます。ただ実際に賃貸住宅に住んでいる 人についてはこの比率は53.3%しかない ということになりますので、この辺で若干の ずれがあるのかなと思います。その中で借 地・借家の志向の理由ということについても 聞いておりますけれども、一番多いのがこの ラインのところでございまして、「 年齢・収 入等に応じて住み替えをしていくには借地ま たは借家の方がよい」ということで、この割 合が最近では伸びているということが見受け られます。このように、いわゆる少子高齢化 とか世帯数の変化等で見られるように、社会 の成熟化が進んできてまいりますと、その中 でやはりライフステージに合った住宅の選考 というものも必要になりますので、やはりこ うした中では賃貸住宅市場、中古住宅市場を 活性化していくことが重要ではないかという ことでございます。

これは参考でございますけれども、各国の 中古住宅の流通量を比較すると、日本は住宅 全体では500万件でそのうちの中古住宅は 15万6,000件ということで、比率といたしましては0.3%に過ぎないと(P.247)。逆にアメリカは全体の4.3%、イギリスは5.3%が中古住宅でございますので、欧米の場合非常に中古の流通量が高くなってございます。ですから今後我が国におきましても、質のよい住宅をつくることによりまして賃貸・中古住宅というものの流通を高めていく必要があるのではないかと思われます。

それから、これは持家・借家の戸当たり面積について示しておりますけれども、日本の場合、持家は122㎡、逆に借家の場合44.5㎡で3分の1ぐらいしかないと。アメリカの場合は161㎡に対して、116ということで7割ぐらいということでございますので、日本の場合の賃貸住宅は、まだ非常に弱いということが示されております。

それから今後を占う上で、高齢者の家族形態が注目されます(P. 248)。見ておわかりのように、一番上のところが子供と同居しているというラインでございます。昭和35年はおおむね9割の高齢者が家族と共に住んでいましたけれども、現在では49.1%ということで半分を切っておりますし、夫婦のみの世帯や年寄り単独の世帯が増えているというような状況が示されてございます。

以上で第1節のところの土地市場の企業の 行動なり個人についての調査等についてお示 ししました。

それから、今回白書には余り詳しく記載しなかったのですけれども、最近の住宅の状況を見てみますと、割合として持家といいますか、住宅を購入する人が増えてきております。理由としては、非常に地価が下落し、住宅価格が安くなったので、割合に若い世代でも買えるようになってきたということがございます。ただ、公庫等の資料を見ますと、非常に若い方が高率なローン、たとえば、9割とか目いっぱいのローンを借りて家を買っているというような状況がございまして、将来の中

古市場の流動化といっても、それが一つの大きな妨げになるのではないかということも予測されております。ただ国の施策としては住宅減税を含めまして、持家対策を講じておりますので、ちょっとこの白書には記載できなかったのですが、そういうことが今後の問題としてはあるのではないかというふうに考えられます。

■定期借地権制度

次に第2節ですが、ここではご承知のように土地に関する意識が変わってきているという中で、土地の流動化・有効利用のための土地市場の整備ということでいろいろな施策なり制度をつくってございます。

1点目は定期借地権住宅でございますけれども(P. 248)、これにつきましては平成6年以降供給が始まりまして黒のところが戸建、網掛けがマンションでございますけれども、平成13年12月までの累計では3万5,215戸ということで、そのうちマンションが約1万1,000となっておりまして、かなりの割合で普及してきているのではないます。ただここに書いてございますように、賃貸借でございますので、定期借地権の譲渡・転貸に制約があるとか、抵当権の設定が困難で、公庫では制度がございますけれども、民間の金融機関のローンの適用が少ないというような問題点が指摘されてございます。

それから事例で「ユートピア芦屋」を書いてございます(P. 229)。これは、芦屋市の有馬に抜ける途中、瀬戸内海国立公園のあたりでございますけれども、1区画が300坪から5,700坪で、そこに定期借地権を設定して非常に自然等を親しめるよう、かつ大阪までも近いというような定期借地権付き住宅でありまして、これを販売したという事例

を紹介してございます。また一方で、このグラフは定期借地権付き住宅の平均取得内容と所有権住宅との比較を示してございますけれども、全体的に見て定借の住宅の方が所有権住宅よりも少ない費用で割合に良質なものが供給されているというようなことを示してございます。

229 ページの一番下でございますけれども、 事業用地の定期借地につきましても、企業に とりまして期間を定めてコストを確定した上 で利用計画が立てられることとか、所有権の 場合に比べてより少ない初期投資で事業を行 うことが可能であるということから、定期借 地権の利用が活発化しているということを紹 介しております。

■定期借家制度

次が ページでございますけれども、平 成12年3月に創設されました定期借家制度 でございます。内容につきましてはご承知か と思いますけれども、ただいろいろと課題が ございまして、ちょっと見にくいかもしれま せんけれども (P.249)、一番上でその課題 として大きいのはテナント、買い手の方が定 期借家制度に抵抗感を持っているというよう な話、また契約について不明確であるという ような課題が指摘されてございます。それか ら逆に今度は貸し手側から見たところでござ いますけれども、これも契約満了時に出て行 かれるという可能性があるとか、中途解約が 不明な場合があるということなど幾つかの課 題が指摘されてございます。なかなか今のよ うにオフィス等が過剰といいますか、そんな 中で借り手側の方が有利な状況でございます ので、どちらかというと貸し手側の方に有利 になるような定期借家制度についてはなかな か進んでいないという状況がございますけれ ども、新しいビルにつきましては結構これを 使うような事例がふえてきているのではない かと考えられます。

■不動産の証券化の普及

それから次が2の不動産の証券化の話でご ざいます 。不動産の証券化につき ましては、平成14年度におきましても引き 続き活発に実施されてきておりまして、平成 14年度に実施された不動産の証券化の対象 となった不動産、信託受益権の総額は2兆8, 000億円でございました。平成14年度ま での毎年の数字を全部足し合わせますと、全 体では約9兆円という数字になっております。 5年間でのトータルの数字ですが、かなりの 勢いで進んでいると考えてございます。また、 一般に販売しております」リートにつきまし ても、平成14年度の末現在6銘柄で113 万口、時価で5,300億円の投資証券が流 通しております。Jリートの対象不動産につ きましては全体では約9,000億円という ことになってございます。

■土地情報の整備・提供

次の3でございますけれども、ここでは土地情報の整備・提供について記述しております。今回の白書では、地価の個別化がますます進んでいるということで、土地を購入するなり利用する者にとって、その土地を吟味して購入なり利用する必要があるという状況に変わっているということを書いておりますが、今までは、ややもするとまずは空いておりますがあれば買っておけば将来何とかなるというような状況でございましたけれども、今の状況ではその土地の収益性とか利便性、そこからどれだけ収益が上げられるかというようなことを十分把握してから購入するというよ

うな時代に変わってきているのではないかということでございまして、そのためにはやはりそれを判断するための土地情報、これの整備・提供の重要性なり課題、あと国際的な比較等について例年に比べまして、大きく掲載しているところでございます。

3に書いてございますように、我が国の不 動産市場は透明性が低く、個人や中小企業に とっては土地情報へのアクセスが必ずしも容 易ではないと言われています。実需中心の市 場におきましては、情報の非対称性を解消し、 市場メカニズムをさらに発揮させ、潜在的な 需要を引き出し、市場の活性化を図っていく ことが必要であると考えられております。ま ず、(1)としまして土地に関する情報の必要 性ですが、利便性、収益性など利用価値によ って地価が決まるという市場では、土地に対 する投資を行おうとする者にとって、その土 地がどの程度の収益を生むのか、どの程度の 価格で売買されているかなど、その物件に関 するさまざまな情報の重要性がこれまで以上 に高くなり、逆にこれらの情報の開示が不十 分な場合には投資リスクが増えるため、国際 的な投資環境づくりにおいても不利であると 考えられます。中でも代表的な土地情報とし ての価格につきましては、その物件の価値、 個別の事情が市場で評価された結果であり、 取引情報が誰にでも入手可能であることが必 要ではないかということでございます。

231 ページでございますけれども、日本の不動産市場というものは不透明であるということが外国からも言われておりますが、ことしの3月に国の方で規制改革会議がございまして、その中で不動産市場の活性化のために土地の取引価格をもっと公開すべきではないかという答申がなされまして、それが閣議で決定されております。このような反響もございまして、今回の白書では土地に関する情報の重要性というものについていろいろなデータをもとに整理しておりますけれども、ここ

では ページの真ん中に諸外国の取引価格 情報、特に取引価格情報についての整備・提 供の状況について示してございます。

取引価格につきましては我が国では、行政 機関も正確には把握しておりません。この情 報を持っているところは、ローン減税の関係 で税務署が持っている程度でございまして、 どこも網羅的には把握しておりません。しか し、外国で見てみますと、これは公開状況で 示してございますけれども、アメリカとか英 国、フランスそれから香港、シンガポール、 オーストラリア、このような国においてはす べての取引価格の情報を国が把握した上で、 何らかの形で公開しているという状況でござ います。これらの国では、日本と制度が違う ということが基本的にあるのですが、例えば 日本では登録免許税とか不動産取得税の課税 価格は固定資産の評価額で課税されますけれ ども、多くの外国では実際の実売価格でそれ が課税されるので、当局の把握が可能である こと、また、登記は、日本では権利の第三者 対抗要件でしかございませんけれども、ヨー ロッパの国では実際の契約を公証人がオーソ ライズしたものでないと登記されないという ことで、登記簿に価格が記載されるというよ うな制度的な違いはございます。ここにござ いますようにアメリカ、英国、フランス、こ こではすべて一般に公開されておりますし、 それからドイツでは把握した情報を提供して いるとございます。あと香港、シンガポール、 オーストラリア、アジアのこのような国でも 公開されていると。右にございますように、 今言いました多くの国においてインターネッ トによる提供が行われているというようなこ とがあります。アメリカでは50州のうち3 6州が何らかの形で公開されているのですけ れども、ちょっと見にくいのですけれども、 具体的にアメリカのメリーランド州、ワシン トンの東側になる州ですけれども、そこでは 税務当局によって実際の取引価格というもの がかなり詳細に記載されています(P. 251)。 1件ごとなんですけれども、ここでは土地と 建物の属性、いつ建てられてどのようなですけれども、ここのようなんですけれているかなんですけれども、の取引なんですけれるといりでするというのですかのですから話話といいます。 かとも、3回の取引までかのですから話話といいますがあるとの表生のもですがあるというです。 ような形で過去るを取り仕れてございとメリークセスがあるということです。なぜこのかと聞いたら課税の正確性を期するために昔からやっているのだということです。

(2)では実際に取引価格が入手可能で公開されるとどういう効果があるかを記述してございます。まず適正な価格かどうかをといりことをもいっても、一般の国民についてもとでいます。また、一般の国民についてもと潜でするではないかということで、安心して取引が取りになるということで、安心して取引が取りになるということ、ひいてはないかということ、ひいてはないかということ、ひいてはないかということが期待されるのではないかというようなことが効果として書いてあります。

アジアの中を見てみますと、香港、シンガポール、それからオーストラリアというところがこのような形で公開されておりますと、やはり我が国の土地市場に外国の資本を呼び込むというためには、やはりできる限りこういう形で公開された方がイニシャルコストが軽減されたり、取引の安全性が確保されたりしますので、プラスではないかということでまとめさせてございます。

ただ実際にこれを実現するということになりますと、いろいろと課題がございます。私 どもの方で実施したアンケートでは、土地の 価格、これについて協力してもいいかどうかということを聞いております (P. 231)。買い主の46%、売り主の47%と、半分近くの方が賛成で、条件付きというものもあわせますと、約8割近くの方が賛成はしているのですけれども、いろいろと条件がございますにも困るというような意見もございます。ということで土地の価格につきましては白書で出しまして、現在国土交通省のでは白書で出しまして、現在国土交通省でその収集・公開のあり方とか是非について検討しているところでございます。

また、土地の情報といいますと、やはり土地を購入するに当たりましては、その土地がどのような属性を持っているかということも重要でございます。これも先ほどのアンケート調査でございますけれども(P.252)、土地の購入時に手に入れにくかった情報で一番多いのは、地震等の関係もございます。あとは成約価格がわからないということも調査でわかってございます。

私どもが土地情報を手掛けるときには、や はり土地の購入者がその土地の持つ属性、公 的規制とか、あとネガティブ情報として、洪 水の危険性、地震に対する地盤の強さ、土壌 汚染も含めまして、一体的といいますか、1 カ所で提供できるようなシステムを構築でき るような方法について検討をしているところ でございます。具体的には各市町村の役場と かに行きますと、それぞれの窓口に行けば情 報は手に入るのですけれども、なかなか1カ 所では手に入れづらいということで、例えば 用途規制であれば都市計画課に行かされるし、 文化財であれば教育委員会に行かされると。 それから洪水関係では消防本部に行けという ような形で、実際のその土地について何カ所 も行かなければいけなくなりますので、それ が例えば役場の1カ所の窓口で入手できると いうようなシステムができないかというよう

なことについて見ているところでございます。

■地籍調査の効果

次は、地籍調査のお話でございます。232ペ ージでございますけれども、土地の流動化と か、都市基盤の整備を推進するためには、や はり土地の基本的な情報でございます地籍、 これを明確にしていく必要があるということ です。ちょっと見にくいのですけれども、日 本ではほとんどの場合、これはまだ良い方な んですけれども、地租改正のときに使ったと いう手で書いたような地図が使われておりま す。地籍調査をいたしますと、それぞれの区 画について、境界線が正確に入った地図がで きます。しかし、この調査につきましては、 進捗率が全国では45%、都市部では18% ということで非常に低くなっている状況でご ざいます。その結果として、再開発事業とか 土地の有効利用、これが妨げられているので はないかと考えられます。地籍調査が完了し た地域におきましては、現況と公図の整合性 が取られているので権利関係が明確になり、 土地の取引も安心してできますし、流動化が 促進されるということが期待されます。なぜ 進まないのかというと、地籍調査はすべて、 持ち主の立会の上で境界確認を取るというよ うな手間がかかるという状況があるのではと 思っております。

今回の白書におきましては幾つか事例等も紹介されております。六本木6丁目、いわゆる「六本木ヒルズ」でございますけれども、ここは森ビルさんが開発したのですけれども、土地としては400筆ございまして、その境界の調査に4年かかったということです。民間事業者が4年もかけて1筆ごとに権利関係を確定した上でやっと再開発事業が着手できたというような状況でございます。もし仮にこのような地区で地籍調査というものが完了

していれば権利関係の確定の手間がかなり削減されますので、非常に短期間に事業ができるのではないかということが期待されるというようなことを紹介してございます。

■競争力のある都市の構築

それから次に233ページでございますけれ ども、このような中で土地利用の課題と取組 ということで、1点目は都市の問題を大きく 取り上げさせていただきました。ここに書い てございますように、都心を中心にして大規 模な開発が相次いでおります。この背景には 旧国鉄用地や、企業の遊休地などの大型の用 地が供給されたというようなこと、ビルの耐 震性などでビルのグレードが問われるという ようなことがあると思います。都心の生産設 備施設とか、未利用地、これが市場に放出さ れた結果、都市においてマンション等の供給 がふえたというようなことや、同時に地価や 建設単価の下落によって住宅価格が低下した ことから人口の都心回帰が進んでいます。近 年では都心部におきまして職住近接とか、業 務機能、それと商業機能の混在というような 都市のトータルの生活空間として質の向上が 求められるようになってきているということ で、都心におきますオフィスビルとかマンシ ョンの供給、これは都市の魅力と競争力の向 上に資するものとして重要ではないかという ことでございます。ただここにございますよ うに、いわゆる「2003年問題」というよ うなことが出ております。これは近年の供給 量の推移を示してございます。平成6年には、 183万㎡のビルが供給されておりますが、 この後一回減ってきまして平成15年が21 7万㎡ということで六本木ヒルズとか汐留、 品川等のプロジェクトでビルが完成した状況 でございます。

またこれは東京の中心部3区とか8区での

人口増の状況でございますけれども (P. 253)、一番上のラインがいわゆる都心 3区の港、中央、千代田というところで、こ れが、全体の数から言えば大したことはない のですけれども、率からすればかなり急激に 増えてきていますし、都心8区もかなり増え ておりますので、東京都における人口が増加 しているということで、都心回帰が進んでい るのではないかと言われております。理由と いたしましては、やはり供給の面では先ほど 申し上げましたように、いわゆる企業の遊休 地が出てきたことや価格が下がったことで買 いやすくなったので住宅が増えているという ことが言えます。ただ都心居住者に対してど のような意識を持っているかというようなこ とを聞いてみますと、不安・不満として一番 多いのが「日当たりとか騒音、大気汚染など の住環境が悪い」というのが58.8%、「家 賃などの住居費が高い」という答えが高くな ってきております。「自然が少ない」も31. 9%あります。都心に住むのだからこのぐら いのことは我慢しなければいけないかとも思 いますけれども、幾つかの不満点はあるとい うことになります。

都市部において住居も増えるしオフィスも増えてきているということでありまして、これが最近の都心5区の空室率でございますけれども(P.254)、点線が小型ビル、いわゆる50坪未満、これが中型ビルということで100坪以上ということで100坪以上ということでございまして、急激に大型ビルの空室が増加しているという、大況がございます。今後どうなるかということが、一つの課題ではないかと思います。

オフィスについて見ますと、233 ページの下のグラフにございますように、最近のオフィスの床の供給量の推移ということで、黒が小型ビル、白が大型ビルと、合計ですけれども、バブル時の大量供給があったときについては、大型ビルもありましたが、結構小型ビ

ル、小規模ビルの供給も多かったのですけれ ども、近年は小さいものは余り供給されませ んで、いわゆる大型ビルというものの供給が 増えているというような状況でございます。 また、来年度以降の供給量もそれほど多くな いということも見込めますので、過去の例か らみると今後の数年間では需給も賃料によっ て調整されていくのではないかというふうに も考えられます。ただ余り経済状況がよくな りませんと、非常に需給も難しくなるという ことも予想されないわけではないと思います。

ただ、233 ページの真ん中の表にあります ように、オフィスワーカー1人当たりの面積 を見てみますと、東京の場合上がってはきて おりますけれども、まだまだニューヨーク、 フランクフルト、スウェーデンといったレベ ルに比べるとまだ低いという状況がございま す。東京が平均で23㎡ですけれども、ニュ ーヨークが39.3㎡と、フランクフルト、 スウェーデンが38.5㎡、パリが33.8 ㎡、ロンドンが27.7㎡。汐留は30.2 から38.7ということで高い数字になって おりますので、こういうところで1人当たり の床面積が増えるといった調整がなされると いうこともあり得るのではないかと思います。 全体的に見れば経済全体の回復というものを 図ることが重要ではないかというふうに思わ れます。

これは参考ですが、企業の移転の理由というものを見ていますけれども (P. 255)、一番多いのが「まとまった床が欲しい」ということで、散らばった床をできるだけ集めたいというような意向が強くなってきております。そういう中で、既存ビルのリニューアルというものも必要ではないかと考えられますが、競争力の向上が見込めない中小ビル等につきましてはオフィスから住宅への用途変更を行うことも有効ではないかということで、うことも有効ではないかということで、することも有効ではないかということで、カーでは都心部におきまして賃貸オースの方が有利か賃貸マンションの方が高収

益かというような分析を若干しております。 東京のよほど中心部以外のところでは、現在 の状況では比較の仕方はいろいろあるのです けれども、賃貸マンションでも十分採算が取 れるというような状況になってきているとい うことについてもお示しさせていただいてお ります。

そういう中で都心に人が帰ってきて、人口 が増えてきているという中で、逆に郊外の住 宅地、これについてはどうだろうかというこ とでございますが、234ページの(2)にご ざいますように、都心回帰が進む中で郊外住 宅地に関しましては利便性が劣るところでは 地価の下落幅が拡大しているということでご ざいます。また高齢化等によってコミュニテ ィの活力の低下が懸念されているということ で、将来的には新たな郊外住宅地の開発は縮 小していくものと考えられます。ただこれは 老後の居住に関する意向ということで、都心 か田舎か単純なところで聞いておりますけれ ども、その中で全体として、この網掛け部分 ですけれども、これは家庭菜園とかガーデニ ングなどができるような郊外に暮らしたいと いう意向でございます。郊外志向が全体で5 割以上あるということで、身近に自然環境が 存在する中でゆとりある生活ができるような 郊外住宅へのニーズというものもまだ強いの ではないかというふうに思われます。

また、望ましい居住地についても聞いておりまして、網掛けが自然派、白が利便性志向ということでございます。こちらが年齢でございまして、年を取るほど自然環境が重要だという方が増えているという状況がございます。

次の(3)でございますけれども、ここでは都市再生といいますか、魅力ある都市づくりという中で、やはり景観や個性のある風景、これを整備することによって地域の魅力を高めていくことが必要ではないかというようなことでございます。234ページの一番下のグ

ラフですが、国民の街並みや景観への評価ということで出ております。全体、大都市、地方都市と区分してございまして、日本の街並みが「よいと思う」というのが大都市では6%ぐらいしかなく、「どちらかと言えば」を加えても3割ぐらいとなっております。ちょっとといるようないというようなことになっております。しかし、今後少子高齢化とって生活の成熟化の中で、やはり居住者にとって生活しやすく、多くの人が訪れるまちづくり、やはり街並みとか景観の整備が重要ではないかということを示してございます。

ここに書いてありますように景観の保全ということでは全国各地で景観条例というのが制定されてきておりまして、取組が行われていますけれども、なかなかすべてがうまくいっているわけではありません。その中で、ここでは一つの取組事例として川越市の事例を紹介してございます。

川越というところは、明治中期から末期に かけて建設されました蔵造りの町でございま すが、商業の中心が昔からのまちの中心から 離れた駅の周辺に移り、昔の市街地の一番街 商店街というところは衰退してきたんですけ れども、昭和58年ごろから景観への取り組 みというものが行われまして、観光客が増え てくるようになってきたということでござい ます。235 ページの表なんですけれども、こ れは川越市の地価の下落率の変化でございま す。この網掛けのところが同条件の地域の商 業地の平均の地価の下落率、白が埼玉県にお ける平均でございまして、同様の地域や埼玉 県のまちに比べて下落率が小さくなっており ます。街並み整備の結果として観光客がコン スタントに来ているということで、その結果 として地価の下落率も小さくなっているとい う状況が分かります。どこでもこのような手 法がうまくいくというわけではありませんが、 大事なことは街並みを整備して人がたくさん

集まるようになったと。その結果その商店街 の収益性が高まって、地価の下落率が小さく なっているというようなことが示されたと思 っております。

■地方の土地利用の課題と活性化に向けた 取組

次が236ページでございます。土地の問題 といいますと大都市圏の話になるんですけれ ども、やはり地方圏の方がより土地の問題と いうものは深刻ではないかと考えられます。 地方経済の不振とか、特に地方部における少 子高齢化の進展ということで土地需要がもと もとないということでございます。東京圏と か中枢都市へ人口が移っているということが あります。工場の海外移転等の地場産業の不 振によります工場用地が未利用地化している ことや、中心市街地が空洞化している、それ から農地の無秩序な開発が行われていること や、里山や美しい農村風景が喪失していると いうような土地利用上の問題が顕在化してい るということがございます。人口をとってみ ましても東京では社会移動については、93 年以降増加しておりまして、関西圏が若干そ こそこのマイナスで安定しております。名古 屋圏は横ばいですが、地方圏については急に また社会減が発生しているというような状況 がございます。(P. 256)

このような中で一体何ができるかということでございまして、いろいろな取組が行われておりますけれども、なかなか地方圏におおましては一律の処方せんというのはございませんので、各地における事例等について紹介させていただいております。その中で、中心市街地の問題として、どのような問題があるかということについて聞いておりますけれども、一番多いのは「小規模な店舗の空きが目立っている」です。また大規模な店が移転や

撤退をしているというような話とか、居住者 が減っているとかいうことでございます。簡 単に言えばモータリゼーションの発展の結果、 郊外の量販店ができ、何もしなかった中心地 がその分力が落ちているというようなことで ございます。

中心市街地問題の深刻度ですが、237 ページのグラフがございますけれども、人口規模別に深刻かどうかを聞いておりまして、人口規模が小さくなるほど深刻度というものは高くなっているというような状況がございます。

そこで地方都市では、どのような取組が行 われているかということで、幾つかの事例を 紹介してございます。236 ページにございま すように、まず土地利用調整基本計画の策定 ということで、ここでは地域住民の参加によ る土地利用に関する計画策定の取り組みが行 われているような地域として、小さな町です けれども、山形県の飯豊町をとり上げていま す。ここでは住民が主体となり、住民の目か ら見たまち全体の土地の利用方針を策定した 事例の紹介をしてございます。あと②といた しましては利用転換による有効活用というこ とで、特徴のあるテーマを設定して土地の有 効利用を図っている地域もあるということで、 ここでは、環境リサイクルというテーマを設 定して土地の有効利用を図っている北九州の エコタウンの事例を紹介してございます。

それから次が 237ページの下のところでございますけれども、中心市街地問題についてでございます。やはり、中心市街地ではそこに住んでいる居住者の生活の充実とか持続的なまちづくり、これを目指していくことで持続的なまちづくり、これを目指していくことです。また、居住者の活動の場である街の顔ということで中心市街地が必要であると。ややもすると何か再開発ビルを建てて、そこに大かなテナントを呼んできてわっとやれば何とかなったという時代ではないということで、中心はそういう時代ではないということで、中心

市街地を活性化させるためにはそれぞれの地域が課題と目標を明確にして、個性を活かした工夫をしていく必要があるということで、 事例といたしましては長野県の飯田市におきます住環境の整備による市街地の再生を紹介させていただいています。

飯田市は人口10万人の都市でございますけれども、ここで行ったことは再開発ビルをつくるに当たりまして、やはりそこに住んれでいる人といいますか、そこにふさわしいまして、そこにふさわらなりまして、そのビルを中にあったといいますか、そのビルを持って、そのビルを中にを置き、になりまったという形で生活者の視点にたという形で生活者のではないかというまくいっているというようなりの地域に合った取組をしてです。やはりその地域に合った取組をしてございます。

また、農地の話もございますけれども、一 つにはこれは前から言われている話かもしれ ませが、UターンとかIターン志望者が増え ているかということなんですけれども、平成 9年と平成12年を比べて、上の方がUター ン希望者、下が I ターン希望者ですが、比率 として志望者は増えています(P.257)。た だ、なかなか受け入れといいますか、受け入 れるシステムは十分できていないので、希望 はあるけれどもそれほど進んでいないのが状 況であるかと思います。帰りたい理由として は、「健康的な暮らしをしたい」というのが4 7.3%、「のんびり暮らしたい」が39.2% ということで、余裕といいますか、余暇を楽 しむ生活を志向する方も増えてているのでは ないかと考えられます。(P. 257)

■農地・森林の保全

そういう中で、238 ページでございますけ れども、ここでは農地・森林の保全というこ とで、農地・森林の課題についても聞いてご ざいます。ここでは耕作放棄地とか放置森林 が増加しているということが問題になってき ておりまして、そういうところが廃棄物の捨 て場になっているというようなこともござい ます。やはり国土の保全とか水源の涵養など の面で問題も多いと考えております。一方、 自然や心の豊かさ、これを重視する傾向が強 まっている中で、都市住民にとっても非常に 重要な場ではないかということで、市民農園 とか里山の手入れを行うような組織がかなり 全国的に広まっております。農地・森林は農 業者、林業者だけではなくて、全国の国民の ものであるということで、皆さんがこぞって やりましょうという事例について紹介してお ります。

以上が白書の要点でございます。16ページ以下では統計表の幾つか、土地利用の動向の状況や地価の動向を記載しております。また、18ページ、19ページでは平成15年度において国が行おうとする基本的な政策について記載しております。以上で平成15年版土地白書につきましてのご説明を終わらせていただきたいと思います。